

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 シップヘルスケアホールディングス株式会社

【英訳名】 SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 CEO 古川 國久

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 横山 裕司

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 横山 裕司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の第23期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金55円 総額 2,717,285,175円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下の通り、一部変更する。

(下線は変更部分)

旧定款	新定款
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。 (取締役会) 第22条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。 <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u> (取締役会) 第22条 取締役会は、 <u>あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、古川國久、小川宏隆、大橋太、沖本浩一、増田順、小林宏行、横山裕司、細川賢治、山本博、和田義昭の10氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、林宏志氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	412,506	264	989	(注) 1	可決 97.69
第2号議案 定款一部変更の件	411,867	356	1,534	(注) 2	可決 97.54
第3号議案 取締役10名選任の件					
古川 國久	380,372	32,395	989	(注) 3	可決 90.08
小川 宏隆	395,387	17,381	989		可決 93.63
大橋 太	396,175	16,593	989		可決 93.82
沖本 浩一	398,764	14,004	989		可決 94.43
増田 順	398,762	14,006	989		可決 94.43
小林 宏行	398,765	14,003	989		可決 94.43
横山 裕司	398,763	14,005	989		可決 94.43
細川 賢治	398,759	14,009	989		可決 94.43
山本 博	398,277	14,491	989		可決 94.32
和田 義昭	395,475	17,293	989		可決 93.65
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件					
林 宏志	412,470	300	989		可決 97.68

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。